

ちば文化懇談会設置要綱

(設置)

第1条 新たな「ちば文化」の創造に向け、具体的な文化振興策を盛り込んだ文化振興計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、有識者等から意見を聴き、計画策定に資するため、「ちば文化懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の策定に当たり、専門的及び総合的な立場から意見を述べること。
- (2) その他、計画の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 懇談会は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 懇談会に会長、副会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により選任する。
- 4 副会長は、会長が指名し、会長を補佐する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は平成24年3月31日までとする。

(会議)

第5条 懇談会は、必要に応じ会長が招集し、会長が座長となる。

- 2 懇談会及び会議録は公開とする。ただし、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)第8条各号に該当する事項について会議等を行う場合及び会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると座長が認めるときは、これを非公開とすることができる。
- 3 座長は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、環境生活部県民交流・文化課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し、必要な事項は知事が定める。

附則

この要綱は、平成22年9月1日から施行し、平成24年3月31日をもって廃止する。
平成23年4月1日(一部改正)